

「日本はすべての飲食店に対して、店内での全面禁煙を義務付けるべきである。是非か」

- ・電子たばこ、加熱式たばこの使用も禁止する。

論題検討委員  
溝口 翔太

### 1. はじめに

中学生の皆さんは、未成年者は絶対にたばこを吸ってはならないと教わったことでしょう。法律でも未成年者の喫煙は禁止されています。皆さんにとって、たばこは遠い存在です。

そんな皆さんも、いずれ成人すれば、法律的にはたばこを吸うことが許されます。当然ながら、吸わないという選択も許されます。成人に対しては、たばこを吸うか吸わないかは、個人の選択に委ねられているのです。成人した皆さん自身が吸わずとも、皆さんの知り合いにたばこを吸う人が出てくることでしょう。たばこは、急に身近な存在になります。では、皆さんは成人したら、たばこを吸いますか？

今の時点でたばこについて考えている方は少ないでしょうが、この論題を通して、皆さんの、また社会としての、たばこへの向き合い方を考えてみてほしいと思っています。

### 2. 健康への影響

たばこについて議論する上で、欠かせない視点が健康への影響です。

国内外を通して喫煙と健康、とりわけ癌との関係が数多く研究されています。癌との因果関係を肯定する研究では、たばこの煙を構成する様々な化学物質の中に発癌性物質が含まれていることを示しています。この点については、因果関係に疑問を呈する見解もあります。ぜひ皆さんご自身で研究を読んでみて、喫煙と癌との関係について考えてみて下さい。

更に、喫煙者本人のみならず、喫煙者の周りにいる人もたばこの煙を吸ってしまう、いわゆる「受動喫煙」と呼ばれる現象があります。喫煙者が吐き出す煙や、たばこの燃焼部分からの煙を、周りにいる人が意図せず吸い込んでしまうのです。この受動喫煙と健康との関係についても、ぜひ文献を調べてみて下さい。

受動喫煙を防ぐための取り組みとして、“分煙”があります。これは、喫煙が可能なスペースと、禁煙のスペースを区切ることで、禁煙スペースにいる人にはたばこの煙が届かないようにする仕組みです。もっとも、この分煙についても、区切り方によって効果に差があります。また分煙では受動喫煙を防げないとする見解も少なくありません。

以上のように、喫煙の影響としては、喫煙者本人への健康被害と、周囲にいる人への健康被害について、それぞれ考える必要があります。

### 3. 日本社会とたばこ

このような健康被害への意識の高まりもあり、日本社会とたばこの関わり方は変わってきています。

2017年の調査によると、日本において喫煙している人は、男性は1426万人（28.2%）、女性は491万人（9.0%）で、男女合わせると全体の18.2%と推計されています<sup>1</sup>。この喫煙

<sup>1</sup> 「2017年「全国たばこ喫煙者率調査」、男女計で18.2%」 JT（日本たばこ産業株式会社） 2017年7月27日

者率は、20年前（1997年）は56.1%／14.5%（男／女）で、10年前（2007年）は40.2%／12.7%ですから、減少傾向にあることが分かります<sup>2</sup>。

また、喫煙できる場所も減ってきています。路上喫煙禁止条例が定められている地域では、路上で喫煙することができません。役所や病院など多くの人利用する場所でも、喫煙所が廃止され、全面禁煙となるケースが多く見られます。

今回論じる飲食店についても、自治体によっては規制を行っていたり、飲食店チェーンが独自に禁煙にしている動きが見られます。2014年の調査によると、飲食店のたばこへの対応は、全面禁煙・分煙・喫煙可がほぼ同じ割合であることが示されています<sup>3</sup>。

海外の状況を見てみると、諸外国の中には（飲食店に限らず）様々な場所で全面禁煙となっている国が多くあります<sup>4</sup>。

今回の論題は、このような流れに一石を投じ、今以上に日本が法律によって禁煙を進めていくべきか考えるものです。

#### 4. 論題に関わる主体

それでは、どんな主体が今回の論題にかかわるのか考えてみましょう。

まずは、飲食店でたばこを吸っている客が挙げられます。そのような人々は、先ほど述べたような禁煙化の流れの中で、飲食店も全

---

[https://www.jti.co.jp/investors/library/press\\_releases/2017/0727\\_01.html](https://www.jti.co.jp/investors/library/press_releases/2017/0727_01.html)

<sup>2</sup> 「成人喫煙率（JT 全国喫煙者率調査）」厚生労働省 <http://www.health-net.or.jp/tobacco/product/pd090000.html>

<sup>3</sup> 「データで見る分煙状況【飲食店編】」JT

<https://www.jti.co.jp/tobacco/bunen/needs/restaurant/date/index.html>

<sup>4</sup> 「日本全国の屋内で全面禁煙が必要だ」産業医科大学 教授 大和浩 2017年4月27日

<http://webronza.asahi.com/national/articles/2017042500004.html>

面的に禁煙となってしまうたら、果たしてどこでたばこを吸えるのでしょうか。

次に、飲食店を経営する人（又は会社）にも注目できます。経営者が合理的に考えているとすれば、店内を喫煙可にするか禁煙にするかどちらが経営に有利か考えながら、お店の方針を決めていることでしょう。つまり、現在喫煙可にしている飲食店の経営者は、喫煙可にした方が儲かると考えていることとなります。では、全面禁煙にしたら経営はどうなるのでしょうか。

そして、受動喫煙という現象から考えると、自らはたばこを吸わないが喫煙可能な飲食店に来る客や店員にも目を向けられるでしょう。飲食店における受動喫煙は、客や店員にどのような健康被害を及ぼしているのでしょうか。

他にも、飲食店の禁煙化によって、影響を受ける人がいるかもしれません。プランによってどんな人にどんなことが起きるのか、場面をイメージしながら論じることが大事です。

#### 5. 今回の論題

以上を踏まえて、論題文について解釈します。

今回の論題は「日本はすべての飲食店に対して、店内での全面禁煙を義務付けるべきである。是か非か」です。まず、論題の主体は「日本」ですから、国が法律で義務を定めることになるでしょう。そして、注意が必要なのは、店内での全面禁煙を義務付けられるのは喫煙者ではなく、「すべての飲食店」であることです。つまり、店内で客がたばこを吸った場合、違反の責任が問われるのは、吸った本人ではなくその飲食店となります。

付帯文は「電子たばこ、加熱式たばこの使用も禁止する。」となっています。そもそも“たばこ”と呼ばれるものにも、いくつか種類があります。最も目にする機会が多いたばこ（おそらく皆さんが初めにイメージするたばこ）は、“紙巻たばこ”と呼ばれる種類で、ライター等で先端部に火をつけて、煙を吸って喫煙します。この他にも、火を用いずにた

ばこ葉を加熱することで喫煙する“加熱たばこ”や“電子たばこ”と呼ばれる種類もあります。付帯文は、このような種類についても、論題で飲食店内の使用禁止が義務付けられることを明確にしています。紙巻たばこも、加熱式たばこや電子たばこも、たばこの葉の成分を気体にして吸い込んで喫煙する点で共通します。そのため、基本的には紙巻たばこのみを念頭に置いても議論ができるでしょう。もっとも、紙巻たばこ、加熱式たばこや電子たばこでは、健康への影響に差があるとする議論もあり、一律に禁止するのが望ましいか疑問を差し挟む余地もあるでしょう。

## 6. 考えられるメリットの例

今回の論題である飲食店の禁煙化によって、どんなことが起きるのでしょうか。まずはメリットについて考えてみましょう。

最初に思い浮かぶのは、これまでは飲食店で喫煙していた人が喫煙できなくなることで、健康になるというメリットです。このメリットにおいては、ただ喫煙が健康に悪いということだけではなく、喫煙者の吸うたばこの量のうち、飲食店で吸うものがどれくらいの割合を占めているか示せると、より説得的でしょう。ただ、立ち止まって考えると、たばこを吸わない方がその人の健康に良いとしても、それを国家が法律で強制すべきでしょうか。あるいは、自己責任であり個人に任せれば良いという考え方もできそうです（例えばお酒も呑みすぎれば有害になりますが、呑みすぎの規制はされていません）。ここの考え方の対立も、試合では争点になるかもしれません。

次に、受動喫煙に注目すると、飲食店を禁煙にすることで客や店員の受動喫煙を防げるというメリットも考えられます。この場合、喫煙者本人と異なって、受動喫煙をしてしまう客や店員は受動喫煙を望んでいませんから、少しでも受動喫煙を減らせる方が良いことは確かでしょう。しかし、これも喫煙者本人に我慢を強いてまで達成すべきことと言い切れるのでしょうか。というのも、現在でも禁煙や

分煙になっている飲食店が多くあるため、受動喫煙したくない客はそちらに行けば良いし、受動喫煙したくない店員もそちらに就職すれば良いのではないのでしょうか。禁煙や分煙の飲食店という選択肢があるにもかかわらず、あえて喫煙可の飲食店を選んでいるのだとしたら、それも自己責任と言えるかもしれません。

このように、飲食店の禁煙化を法律で強制するには、ただ単にたばこが健康に対して有害であることのみならず、どうして国が介入しなければならないのか考えてみると面白いでしょう。また、介入と言っても様々な手段があります。強制力ある全面禁煙の義務付けではなく、飲食店内の禁煙の推奨ではダメでしょうか。義務付けるにしても、完全禁煙ではなく、分煙ではダメでしょうか。今回の論題である全面禁煙の義務付けは、介入の中でも最も強い手段に位置づけられます。国が政策としてどのような手段を選択するべきか論じられると、より説得力が増すでしょう。国と私たちの日常生活とのあるべき関わり方も、今回の論題の隠れたテーマです。

## 7. 考えられるデメリットの例

次にデメリットについて考えましょう。

そもそもたばこが嗜好品として吸われていることからすれば、喫煙者はたばこを吸えなくなることで、たばこを吸ったときの心地よさが奪われてしまうというデメリットが挙げられます。もっとも、たばこを吸ったことのない皆さんには、たばこを吸ったときの心地よさを想像することはできないでしょう。そもそも、ここではどのように心地良いかというのはさして重要ではなく、論じるべきはなぜその心地よさを守らなければいけないのかという観点です。ただ害だから、危険だからという理由だけで、どんどん嗜好品や趣味が取り上げられてしまう社会はどうでしょうか。他方で、心地良いという理由だけで、あらゆる趣味は守られなければならないのでしょうか（車で超スピードを出して走るのが心地良

いという人がいるからといって、街中の道路の速度制限は無くした方が良いでしょう。想像力の出番です。

また、現在喫煙可にしている飲食店は、禁煙化によって困ることでしょう。喫煙できるからこそ来ていた客が離れてしまうかもしれません。他方で、逆に受動喫煙を嫌って来ていなかった客が、新しく来店するかもしれません。全面禁煙化によって経営がどう変わるのか分析が求められます。ここで、悩ましいのは、離れていった喫煙客はこれまで行かなかった禁煙の飲食店に行くだけであり、どこかの店が損をする分は他のどこかの店が得をしているだけではないかという点です。仮に日本経済全体としては変わらなかったとしても、店内を喫煙可にすることで喫煙客を奪うという戦略は守られるべきでしょうか。肯定否定とも、たばこ営業競争の関係について考えると、より深い議論が展開できそうです。

現状では喫煙ができる飲食店もたくさんありますし、店内で喫煙する人もたくさんいることから分かるように、飲食店を全面禁煙にしてほしくない人は確実にいます。しかし、国民全員の希望に沿おうとしては、どんな政策だって実行できません。誰の、どんな希望を守るべきなのか、皆さんの価値判断が求められています。

なお、この解説に挙げた論点はあくまで例ですので、メリットやデメリットはここに書かれているものに限られません。ジャッジ一同、皆さんの自由な発想を期待しています。

## 8. 法改正の動き

東京オリンピックを2年後に控え、実は国会でも飲食店の禁煙化の動きがあります。ここでは、現在議論されている健康増進法改正について解説します。

自民党が国会提出を了承した改正案では、飲食店では原則禁煙とされています(2018年2月22日現在)。しかし、ここで注意しなければならないのは、広範な例外規定です。既存の飲食店のうち、客席面積100平方メー

ル以下で、個人経営か資本金5000万円以下の飲食店では、「喫煙」「分煙」の掲示をすることを条件に、禁煙としなくても許される、という案が検討されています<sup>5</sup>。

それでは、仮にこの案が可決された場合に禁煙となるのは、結局どのような飲食店でしょうか。まず、新規の飲食店、つまり改正法が施行されてから開業する飲食店は禁煙となります。その意味で、ゆっくりではありませんが、改正案でも禁煙化が進みます。次に、客席面積100平方メートルより大きい飲食店は禁煙になります。しかしこれは相当な広さです。2017年の調査では、東京都内では客席面積100平方メートル以下の飲食店は86.8%であるとされ、大多数の飲食店が条件をクリアするのです<sup>6</sup>。そして、個人経営でなくかつ資本金5000万円以上の飲食店、つまり大手のチェーン店等は禁煙となります。以上を踏まえると、現段階の健康増進法改正案によっても、喫煙可である飲食店は相当数残ることになるでしょう。今回の論題では「すべて飲食店に対して」店内での全面禁煙を義務付けるので、

---

<sup>5</sup> 「自民、受動喫煙対策を了承 「原則禁煙」の例外拡大 今国会に法案提出へ」 産経ニュース 2018年2月22日  
<http://www.sankei.com/politics/news/180222/pl1802220009-n1.html>

なお、健康増進法改正については様々な案が検討され、数回修正されてきました。そのため、飲食店禁煙についての文献にも、執筆された時期によって批評の対象とする改正案が異なる場合があります。文献を調べる際には、どのような案を念頭に置いているのか注意して読む必要があります。

<sup>6</sup> 「禁煙の適用除外「客席面積100平方メートル以下」へ」 毎日新聞 2018年2月6日  
<https://mainichi.jp/articles/20180206/k00/0m/040/108000c>

その他、店舗面積の統計としては、以下の記事が参考になります。

「規制外6～9割 飲食店、厚労省案に懸念」 毎日新聞 2018年1月21日  
<https://mainichi.jp/articles/20180121/k00/0m/040/100000c>

今国会で議論されている改正案を大きく進めることとなります。

ただし注意が必要なのは、依然として喫煙可の飲食店でも、改正案により「喫煙」の掲示をすることが義務付けられることです。そうすると、喫煙しない客でも、飲食店に入る前に受動喫煙の可能性について知ることができるようになります。この改正については、メリットの受動喫煙の減少の議論に影響を及ぼすかもしれません。

いずれにしても、まさに今国会で議論されているテーマなので、改正の行方には注視する必要があります。また、資料や議論を作る際にも、健康増進法改正後にも当てはまる話なのか検討した方が良いでしょう。

## 9. 終わりに

今回の論題は、まさに今議論されているホットな話題です。皆さんが資料を調べて議論を作り、肯定と否定に分かれて戦う、そのことが皆さんの行動を変え、これからの社会を作っていきます。皆さんが理想像とする社会の在り方が見えてくる試合を楽しみにしています。

## 10. 参考文献

今回の論題の基礎知識を得るために役立つと思われる文献のリストを掲げます。

(1) 受動喫煙対策 厚生労働省

<http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000189195.html>

(2) 東京オリンピック・パラリンピックに向けて受動喫煙防止法を実現する議員連盟公式webサイト

<http://smokefree-giren.net/>

(3) 受動喫煙のリスク 日本禁煙学会

<https://www.med.or.jp/forest/kinen/risk/>

(4) たばこ対策等に関するJTの考え方・コメント JT

<https://www.jti.co.jp/tobacco/responsibilities/opinion/index.html>

(5) 分煙の取り組み JT

<https://www.jti.co.jp/tobacco/bunen/index.html>

(6) 「データで見る分煙状況【飲食店編】」 JT

<https://www.jti.co.jp/tobacco/bunen/needs/restaurant/date/index.html>

当然のことながら、今回の論題で役立つ文献はこれらに限られません。最近よく議論されているテーマであるために、これからも新しく出される文献が多いと推測されます。基礎知識を獲得したら、論題に関係する単語で更に検索してみると、もっと様々な分析や意見が見えてきます。これをきっかけに専門的な学術書（医学書など）にチャレンジしてみるのも面白いでしょう。この論題を通して、皆さんに何かしらの発見があれば幸いです。